

軽自動車は 保管場所の 届出が法律で 定められて おります



購入

軽自動車（新・中古車）を
新たに購入された方は
直ちに

変更

軽自動車の
車庫を変更された方は
15日以内に

引越

軽自動車を持って
引越された方は
15日以内に

車庫の所在地を管轄する警察署に届出します

◆自動車の保管場所の確保等に関する法律 第5条に軽自動車の保管場所を
届出することが義務付けられております◆

◆届出をしない場合・または虚偽の届出をした場合は、10万円以下の罰金が科せられることがあります◆

◆届出が必要ない地域においても保管場所の確保が必要です◆

東京都軽自動車協会